

平成28年労第281号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、トラック運転手として就労していた。

請求人は、同年平成〇年〇月〇日、ダンプの荷台に登ってシートを掛ける作業をしていたところ、つまずいてバランスを崩し、約〇メートルの高さから転落して、負傷した。

請求人は、同日、C病院に受診し「頸髄損傷、全身打撲」と診断され、以後複数の医療機関を受診し、同年〇月〇日にはD病院に受診し「中心性頸髄損傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第3級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が、障害等級第3級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会において、請求人が訴える症状、E医師の平成○年○月○日付け意見書及びF医師の平成○年○月○日付け意見書を再度精査し、請求人に残存する障害の状態について検討していったところ、請求人に残存する麻痺の状態及び日常生活動作に係るE医師の所見、並びに日常生活状況報告表からうかがえる請求人の状況からみると、一定の日常生活動作については自立して行うことができていると判断することが相当であり、「生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、随時介護を要するもの（障害等級第2級の2の2）」にまでは至っておらず、当審査会としても、請求人に残存する障害は、「生命維持に必要な身のまわりの動作は可能であるが、せき髄症状のために労務に服することができないもの（障害等級第3級の3）」に該当すると判断する。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第3級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。